

○学校法人常磐大学環境保全活動基準（ミニマム・スタンダード）

制 定 2011年12月21日 常任理事会

現代社会において世界的に推進しなければならない課題として、地球温暖化防止を中心とする環境保全の問題に対し、学校法人常磐大学（以下「本学」という。）は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（昭和54年6月22日）および「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年10月9日）を遵守することはもとより、環境保全の問題に対し、積極的に取り組むことを目的として、本学教職員、学生、生徒および園児の本学内外における活動の基準（以下「活動基準」という。）を次のとおり定める。

1 節電に係る取組みは、次のとおりとする。

- (1) 冷暖房の温度調節を適切に行う。室温は、夏季28度以上冬季20度以下を原則とする。
ただし、職員室を除く幼稚園内各室および保健室は例外とする。
- (2) 冷暖房時には、ブラインド等を利用し空調効率を高める。
- (3) 夏季は、原則上着およびネクタイの非着用等のクールビズを、冬季は、重ね着をする等のウォームビズを実施する。
- (4) 省エネルギー型空調設備を積極的に導入する。
- (5) ヒートポンプなど高効率機器を導入する。
- (6) 昼休み等の休憩時には、可能な限り消灯する。
- (7) 高効率型蛍光灯、インバーター照明などを積極的に導入する。
- (8) エレベーター等の利用を自制し、階段を積極的に利用する。
- (9) エレベーターの運転は、夜間等の部分停止を導入する。
- (10) コンセントをこまめに抜く。

2 節水に係る取組みは、次のとおりとする。

- (1) 蛇口をこまめに閉める。

3 資源循環に係る取組みは、次のとおりとする。

- (1) 環境にやさしいエコ製品またはリサイクル可能な製品を優先的に購入する。
- (2) 取引業者に対し、包装物削減のため、できるだけまとめて納品するように伝える。
- (3) 事業所敷地内のほか、その周辺の清掃を定期的に実施する。

4 自然共生に係る取組みは、次のとおりとする。

- (1) 敷地内の植栽、緑地等の適正な維持管理を行う。

5 低炭素化に係る取組みは、次のとおりとする。

- (1) 自動車の運転に際しては、可能な限りアイドリングをなくす。
- (2) エコドライブ（急発進、急加速、空ぶかし、不要な荷物の積載等の防止）を実施する。